平成２３年（フ）第１５８６７号
東京都板橋区東新町２丁目13―３―305
債務者　早坂聖一郎
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８７６号
横浜市泉区和泉町6210番地４　シティハイムパークサイド102号
債務者　下村　裕子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８９４号
横浜市神奈川区神大寺４丁目７番44号　ささ荘202号
債務者　草地　伸治
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８１号
東京都立川市富士見町７丁目36番７号サンクレイドル立川リヴィエール505号
債務者　稲田　香織
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３６４３号
東京都江戸川区上一色３丁目11―６―602
債務者　橋本美千浩
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７８５号
東京都板橋区高島平２丁目26―６―711
債務者　来　　廣子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８２６号
東京都中野区弥生町３丁目30―10―202
債務者　村山　常世
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８８０号
東京都板橋区東坂下２丁目10―７―Ａ４
債務者　冨士　祥子（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９４９号
東京都世田谷区上祖師谷１丁目29―９―301
債務者　佐藤　貴紘
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０３１号
東京都渋谷区笹塚２丁目34―２―106
債務者　佐藤　純一
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０３２号
東京都練馬区東大泉１丁目20―15―103
債務者　菊地　雄次
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０９８号
東京都渋谷区笹塚２丁目25―１―318
債務者　種村　真弓（旧姓岡崎・秋間）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４５６号
東京都杉並区和田２丁目36―９―102
債務者　城戸祐二こと　幸谷　隆基
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３１号
静岡県牧之原市菅ケ谷218番地１　菅ケ谷団地144
債務者　落合　睦月
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５１号
静岡市駿河区桃園町22番18号
債務者　内山美佐子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部